

# 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会 利益相反委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、厚生労働科学研究をはじめ公的研究を行う研究者に対し、公正性、信頼性を確保するために、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応する必要があることから、利益相反について、透明性が確保され、適正に管理されることを目的とする。一般社団法人日本筋ジストロフィー協会（以下、協会）の定款第48条に基づき、利益相反委員会（以下「委員会」）を設置するにあたり、構成、運営等に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程では、協会役員等が得る利益（報酬、講演料、原稿料等）と、協会役員等が公的研究において本来果たすべき責任が衝突・相反している状態、すなわち「狭義の利益相反」を利益相反とする。

## (対象者)

第3条 この規程では、協会役員等で、公的研究を申請、研究費の受給する者を対象者とする。

## (申告義務)

第4条 公益研究の申請、研究費の受給する者は、申告義務を伴う。

## (所掌)

第5条 委員会は、次の事項を審議し、理事長に報告するものとする。

- (1) 公的研究申請の個別案件の利益相反に関する審議
- (2) 疑義があった場合の対応

## (組織)

第6条 委員会は、倫理委員会と兼務とし、以下の要件を満たす委員で構成する。ただし研究担当者は審議には加わらない。

- (1) 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者。
- (2) 外部委員を半数以上置く。
- (3) 外部委員の半数以上は、人文・社会科学面の有識者又は一般の立場の者とする。
- (4) 男女両性で構成する。

- 2 委員会は互選により委員長を指名し、委員長は委員会の業務を総括する。
- 3 委員長代理の任命は委員長が行い、委員長代理は委員長を補佐して業務を掌握し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催及び議事)

第7条 委員会は、研究者から申請があった時に開催する。

- 2 前項に規定する場合のほか、協会等が必要と認めるときは臨時の委員会を開催することができ、電子メールによるメーリングリストシステムでも可能とする。
- 3 委員会の定足数は過半数とし、メーリングリストシステムによる委員会の定足数は全数とする。
- 4 議決を行う必要がある委員会の議事は、委員会に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。メーリングリストシステムによる委員会の議決は委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 審議の内容及び判定の結果は、記録として保存し、原則として公開するものとする。ただし、個人情報等の人権に支障が生じるおそれがある部分については、委員会の決定により非公開とすることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃する場合は、委員会での審議の上、協会理事会に提案し、出席理事の過半数の承認を得るものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

この規程は、平成29年11月25日から施行する。